

こちらは、英文記事「[Circular on the Entry into Force of the Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks](#)」（2014年11月5日付）の和訳です。

## 海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約の発効

メンバー各位

「2007年海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約」（Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks）（以下、本条約）は、2014年4月14日、発効に必要な批准国数（10カ国）を達成し、発効条件を満たしたことで、2015年4月14日に締約国で発効することになりました。

本条約は、海難の影響を受ける締約国のための厳格責任、補償および強制保険の制度を定め、また、締約国の条約適用水域で危険とみなされる海難残骸物の捜索、浮標等の設置および除去の責任を登録船主が負うと規定しています。条約中に使用される主な用語・定義は、本サーキュラー末尾にある解説をご覧ください。

### 条約の適用範囲

本条約の第3条2項は、締約国がその領海を条約の適用範囲に含めることができる旨規定しており、今のところ、3カ国（ブルガリア、デンマーク、英国）がその領海を条約の適用範囲に含めることを決めています。

この選択権を行使しない締約国では、本条約は排他的経済水域には適用されませんが、領海には適用されません。国際P&Iグループは、2014年4月に国際海事機関（IMO）の法律委員会に対して、本条約の適用範囲を拡大しなければ、領海内で発生した「海難残骸物」除去をめぐる事故においては本条約に定められた直接請求権を行使できないことを、締約国に周知させるよう求めました。

### 保険の要件

総トン数300トン以上で、締約国の船籍を有する船舶または締約国の領海内に寄港する船舶の登録船主は、本条約の要求を満たす保険を付し、その保険契約の有効性を証明する条約証書を加盟国に発給してもらう必要があります。この条約証書は、常に船内に備え置かなければなりません。

本条約は、現在、民事責任条約（Civil Liability Convention [CLC]）に基づくすべての石油タンカーおよびバンカー条約（Bunker Convention）に基づく総トン数1,000トン以上の船舶に適用される、無過失責任と保険に関する規定を踏襲しています。

### 証明と条約証書に基づく責任の共同負担

国際P&Iグループに加盟する全クラブの理事会決議を受けて、メンバーが加盟国から条約証書を取得できるように海難残骸物除去条約の「ブルーカード」を発行することが合意されました。

国際P&Iグループ加盟クラブは通常、船舶所有者に対して基本的P&I戦争危険担保を提供していませんが、発行された条約証書に基づく全ての法的責任を共同負担することについても合意しました（通常除外さ

れる責任を含みますが、条約証書上の支払責任額を上限とします)。条約証書に定めのない責任については、保険契約上の抗弁および免責が通常通り適用されます。本条約は、条約証書に基づく強制保険の責任限度額について、「1976年の海事債権についての責任制限に関する条約」(Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims 1976 [LLMC 1976])を改正する1996年議定書に従って算定された限度額を超えてはならないと定めています。また、戦争行為の責任(テロは戦争の定義に含まれません)および第三者の意図的な行為により生じた損害の責任は負わないとしています。

当クラブは、次の条件に基づいてブルーカードを発行します。当クラブが条約証書に基づいて行う支払いが戦争危険に関するものである場合、メンバー自身のP&I戦争保険契約により回収可能であるか、標準的なP&I戦争保険契約の条件を維持し順守していれば回収可能であったと考えられる範囲でメンバーが当クラブに補償すること、ならびに、メンバーがその保険契約に基づき第三者に対して有する全ての権利を加盟クラブへ譲渡することについて同意することを条件とします。メンバーは、ブルーカードを申請することにより、この条件に同意したものとみなされます。

したがって、メンバーにおかれましては、P&I責任につき別途限度額を定めた標準的条件によるP&I戦争危険担保を付保されるようお願いいたします。

## 加盟国の条約証書

相当数の条約証書を発行することが締約国に大きな行政上の負担を強いることは明らかです。

締約国の船籍を有する船舶は、その国の発給する条約証書を取得しなければなりません。他の締約国の港やターミナルに寄港した際には、この条約証書が保険契約の十分な証拠として受け入れられるでしょう。

非締約国の船籍を有する船舶が締約国への航海を予定している場合、締約国の条約証書を取得する必要があります。自国船籍以外の船舶に対する条約証書発行手順については、国際P&Iグループ事務局が多くの締約国の行政当局に問い合わせておりますので、確認でき次第、詳しい情報をお伝えします。

## ブルーカード

国際P&Iグループ加盟クラブでは電子データでブルーカードを発行する動きが高まっており、このことはすでに多くの締約国に通知されています。メンバーは、条約証書を発行している締約国の関連当局に対して、電子ブルーカードを電子データで送付することができます。注目すべきことに、IMOは、Circular Letter 3464の中で、「国際P&Iグループ加盟クラブのウェブサイトでブルーカードを確認できる場合は、そのP&Iクラブが発行するブルーカードを受け入れる」よう締約国に奨励しています。

## 本条約の締約国（2014年10月17日現在）

国／地域	寄託日 <sup>1</sup>	発効日
ブルガリア *	2012年2月8日	2015年4月14日
コンゴ	2014年5月19日	2015年4月14日
デンマーク *	2014年4月14日	2015年4月14日
ドイツ	2013年6月20日	2015年4月14日
インド	2011年3月23日	2015年4月14日
イラン	2011年4月19日	2015年4月14日
マレーシア	2013年11月28日	2015年4月14日
モロッコ	2013年6月13日	2015年4月14日
ナイジェリア	2009年7月23日	2015年4月14日
パラウ	2011年9月29日	2015年4月14日
英国 *	2012年11月30日	2015年4月14日

\* 本条約を領海にも適用する国

### 本サーキュラーで使用された条約の用語・定義

「登録船主」とは、船舶の所有者として登録された者をいい、登録されていない場合には海難発生時点で船舶を所有している者をいう。ただし、国が所有する船舶を、その国において当該船舶の運航者または所有者として登録されている会社が運航している場合、「登録船主」とはその会社をいう。

「船舶」とは、あらゆる種類の航洋船をいい、水中翼船、ホバークラフト、潜水艇、フローティングクラフト及び浮体式プラットフォーム（ただし、海底鉱物資源の探査、採取、または生産のために係留されている場合を除く）を含む。

海難発生後の「海難残骸物」とは次のものをいう。(a) 沈没もしくは座礁した船舶、(b) 沈没もしくは座礁した船舶の一部（船舶の船内にある物または設置されていた物を含む）、(c) 船舶から海上に流出した物、ならびに海上で座礁、沈没、漂流している物、または(d) 危険な状態にある船舶および財産を救助するための有効な手段がまだ講じられていない状況において、沈没、座礁しかけている船舶、または沈没、座礁すると合理的に予想される船舶。

「危険」とは、(a) 航行の危険もしくは妨げとなる状態またはおそれ、あるいは (b) 海洋環境に重大かつ有害な結果をもたらすか、締約国の海岸線もしくは利害関係者に損害をもたらすと合理的に予想できる状態またはおそれをいう。

「条約適用水域」とは、国際法に従って設定された締約国の排他的経済水域（EEZ）をいい、締約国がEEZを設定していない場合には、その国の領海を越えてそれに隣接し、領海の幅を測定する起点となる基線から沖合200海里までの範囲で、その国が国際法に従って決定した水域をいう。

<sup>1</sup> 条約に拘束されることについての国の同意を確定的なものにする手続き。

領海は通常、沿岸の基線から 12 海里までの水域をいう。EEZ は、領海の海側の境界を起点とし、沿岸の基線から 200 海里までの水域をいう。

国際 P&I グループに加盟するすべてのクラブが同様の内容のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問は、Knut Goderstad (Vice President Underwriting、Email: [knut.goderstad@gard.no](mailto:knut.goderstad@gard.no))、Christen Guddal (Senior Vice President、Head of Industry Liaison and Quality Management、Email: [christen.guddal@gard.no](mailto:christen.guddal@gard.no)) またはガードジャパン株式会社 (Email: [gardjapan@gard.no](mailto:gardjapan@gard.no)) までお願いいたします。

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad  
CEO (最高経営責任者)

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、クラブとの紛争が生じた場合、常に原文である英文の解釈に依拠することとなります。ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。